個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	農業委員会サポートシステム	
行政機関等の名称	日向市農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局農地農政係	
個人情報ファイルの利用目的	農地法第52条の2に基づく「農地台帳」作成のため	
記録項目	1世帯に関する事項(世帯主及び世帯員の氏名、生年月日及び年齢、農業の従事日数、営農状況)、2農地の所有権に関する事項(農地の所在、地番、地目及び面積、所有者の氏名又は名称及び住所)、3農地の所有権以外の権利に関する事項(地上権、永小作権、賃権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあっては、これらの種類の権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに借賃等の額)	
記録範囲	市内の所在する農地所有者(登記地目又は課税地目)	
記録情報の収集方法	固定資産課税台帳、住民基本台帳、農地法又は農業経 営基盤強化促進法に基づく本人からの申請又は届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、そ の旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	総務部 総務課 883-8555 宮崎県日向市本町 10番5号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項 第 2 号
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 □無	(マニュアル処理 ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	(実施なし)	

記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	含まない
備考	作成年月日:令和5年4月1日
	最終更新日:令和7年8月1日